

公益財団法人日本消防協会定款

平成 24 年 12 月 18 日議決

平成 26 年 2 月 28 日変更議決

平成 27 年 3 月 10 日変更決議

平成 29 年 6 月 16 日変更決議

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本消防協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(都道府県消防協会)

第 3 条 この法人は、都道府県消防協会の参加のもとに運営する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、消防団員、消防職員及び地域において自主的に消防防災活動を行う者（以下「消防団員等」という）の福祉厚生、消防施設設備等の改善充実、消防知識技能の向上、消防防災思想の普及徹底等により、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防団員等の福祉厚生に関すること。
- (2) 消防殉職者及びその遺族に対する弔慰救済に関すること。
- (3) 大規模災害の被災地に対する見舞及び支援並びにこれらの斡旋に関すること。
- (4) 消防に関する表彰に関すること。
- (5) 消防防災に関する記念事業及び大会の開催に関すること。
- (6) 消防防災に関する施設設備及び資機材の強化充実に関すること。
- (7) 消防団員等の教育訓練に関すること。
- (8) 地域防災を支える婦人消防隊、少年消防クラブ、自主防災組織等の活動支援に関すること。
- (9) 消防防災思想の普及徹底に関すること。
- (10) 防火防災訓練につき市町村が行う災害補償等の共済に関すること。

- (11) 消防防災に関する調査研究に関すること。
 - (12) 消防防災に関する情報の収集提供に関すること。
 - (13) 都道府県消防協会及び消防諸団体の事業に対する協力並びにこれら団体の相互連絡に関すること。
 - (14) 消防防災に関する国際協力に関すること。
 - (15) 消防防災に関する雑誌図書その他の刊行頒布に関すること。
 - (16) 日本消防会館の運営管理に関すること。
 - (17) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業に関すること。
- 2 この法人は、前項第1号、第2号、第8号及び第10号に規定する事業を行うため、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定の適用を受けて、同項に規定する特定保険業を行う。
- 3 第1項に規定する事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

（会員）

第6条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 都道府県消防協会の会員
- (2) 名誉会員 学識経験者及び本会のために功績顕著な者

（名誉会員の選任）

第7条 名誉会員は、理事会の決議によって選任する。

第4章 資産及び会計

（基本財産）

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(分担金)

第 13 条 この法人は、都道府県消防協会から分担金を徴収する。

2 前項の分担金は、理事会の決議を経て評議員会の承認によって定める。

第 5 章 評議員

(評議員の定数)

第 14 条 この法人に評議員 58 名以上 83 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（評議員の任期）

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準
- (3) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 毎事業年度の決算の承認
- (5) 分担金の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、評議員会の日時、場所及び目的である事項等を記載した書面でその通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 7 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 22 名以上 31 名以内

(2) 監事 4 名以上 7 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、6 名以上 10 名以内を副会長とし、会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 28 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第 15 条第 4 項の規定は、理事及び監事並びに会計監査人に異動があった場合に準用する。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人の業務を統括し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長及び理事長並びに常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 30 条の 2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 33 条 会長、副会長、理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事である理事長及び常務理事並びに常勤であり評議員会において特に必要があると認められた会長に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会長、副会長、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第 8 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回、毎事業年度開始前に 1 回開催する。臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が招集する。
- 3 会長及び理事長が共に欠けたとき又は事故があるときは、各理事が招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できないときは、出席した理事の互選により選定された他の理事がこれに当たる。

- 2 議長は、理事会の議事を整理する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 顧問、参与及び事務局

(顧問及び参与)

第 42 条 この法人に任意の機関として、顧問 10 名以内、参与 5 名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与の任期は 2 年とする。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長ほか所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局長以外の事務局の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 4 条、第 5 条及び第 15 条についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 49 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、会長秋本敏文及び理事長原正之、業務執行理事は、常務理事生嶋文昭とする。

附 則

変更後のこの定款は、平成 27 年 3 月 10 日から施行する。

変更後のこの定款は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。